

無

題（3・11・16）

小林 昭（昭11・文甲）

私は、昭和十一年文甲卒業の小林昭でございます。井垣さんから何か喋れと言われましたが、三高卒業生の皆さんには文理どの方面に於いても第一人者として活躍しておられますので、三高会館でお話しすることは誠に恥ずかしいことです。それで私は弁護士ではありますが、その方面のお話ををして恥をかくより何か外にないかと考えたのですが、趣味もなく、仕方なく「無題」として私のかかわっている公安委員会の話でもしようとしたのです。

三高の先輩では、国家公安委員に高辻さんや大塚さんがおられ、京都では湯浅さんや二、三の方が公安委員として地方警察当時から関係しておられますので、私は現在の公安委員会の模様をお話しして責を果たしたいと思いました。

私が京都府公安委員会の委員に任命されましたのは昭和五七年で、任命権者は三高同期の林田悠紀夫知事でありました。或る晩、知事から電話があり、「お前、公安委員にならんか」とのこ

とでした。私は残念ながら、弁護士として刑事事件は全然やつていないので警察に関係ある公安委員は一体どんな仕事をしているのか、仕事の内容や又どうして警察行政に関与しているのかも知りませんでしたので、果たして私に公安委員が勤まるかどうか心配したのですが、林田知事は法律的には全く素人の人でも十分役目を果たしておられるとのことで、不安ながらお受けした次第でした。

私に判つてることは、公安委員会が設けられたのは、戦前戦中、警察が暴走して色々の弊害が生じたので、戦後民間から人を入れて民主的に公平、中立的立場で人権や財産を守つて行こうという考え方からであります。これは国民、府民、市民として漠然とし乍ら皆が認識していくことと同じレベルでした。

さて、公安委員会というのは、国家公安委員会と都道府県の公安委員会の二つの種類のあることは時々新聞報道などで目にします。都道府県の公安委員会は各府県の警察を管理するもので、五名乃至三名の委員がおります。この区別は政令都市を含む府県（例えば京都、大阪、兵庫）には五名の委員、そうでない県（近畿では奈良、滋賀、和歌山）では三名の委員が議会の同意を得て知事から任命されるのですが、その権限には差異はありません。

公安委員会は合議体でありますから、過半数の合意の上、何事も決することが建前になつております。

公安委員会の仕事の中で、私の気付いたおもしろい事件があるかもしれません、それを申し上げたいと思います。

公安委員会にかかります事件といいますのは、交通事故とか風俗営業とか色々ございますけれども、公安委員会と致しましては聴聞をしなくてはいけない。聴聞には二つの種類がありまして、一つは警察官（聴聞官）が違反者に色々聴聞した後公安委員会の決裁を求めるというのと、もう一つは直接に公安委員会が問題になっている人に聞くという直接聴聞という二つの種類があります。一つは警察が聴聞をして公安委員会に報告し、公安委員会が決裁する。もう一つは直接聴聞で公安委員会が主催して直接聞きまして、その結果どのような処分にするか決める訳であります。そういう事でありまして、今までに問題になりました一番多いのは交通事故ですね。

皆様ご存じのように、スピード違反であるとか、人に傷害を与えた人身事故とか、それにつきましては点数制というのがありますて、全然前歴もなく行政処分を受けた事のない人は違反点数が一五点以上ならば免許取消という事になります。前歴のある人は、従来の点数合計が一五点以上の違反点数になれば取消になるという型で、段階的に決められています。公安委員会と致しましては、点数にこだわる事なしに、交通上何か危険で、それを違反した人は本当に危険であったかどうか、危険を内蔵している行為であるかどうかという事に重点を置きまして、そういう危険の発生を未然に止めるような型で処分しているという状況でございます。

事故の態様を見ましても、違反者として送られてくる人の中にはその違反者自体の過失もありますけれども、被害者になつた人にも非常に大きな過失がある。例えば横断禁止の所を飛び出して来て事故に遭つ。その時にも自動車を運転している人にも前方を注意していなかつた過失があるという風に認められて、何点という違反点数がある訳ですけど、そういう時には公安委員会と致しましては、被害者の方にも非常に過失があつて、これは起らるべきにして起つた事件だとして我々は考慮するという処置をとつてゐる。

そこで交通違反をする人はどういう人がいるかというと、まず年を取つた人ですね。年を取つた人が起つた交通違反というのは一つの顕著な例がありまして、八〇歳以上の老人が、家族の者が「もうやめて、やめて」というのに「自信がある」と言つて運転して、たまたま事故を起つた。事故の原因は何かと聞きますと、ブレーキとアクセルを踏み間違えたという初步的なミスを起つた。それが本人には分からぬ訳です。ブレーキを踏んだつもりでアクセルを踏んだ。踏み間違えたというよりもブレーキを踏んだつもりなのにアクセルを踏んでいるという事故があります。これは非常に危ない。家族の言う通り免許の停止、取消という処分をした事がございます。もう一つ年寄で問題になるのはスピード感覚がない。北陸自動車道で閑散な時ですね。一五〇キロのスピードで走つてゐる。五〇キロ以上のオーバーである。それがパートカーにつかりました。「なんでそんなスピードを出すのや」と聞かれた本人は、そんなスピードを出した覚えはない

いという。スピード感覚がなくなっている訳ですね。スピード感覚がないという事は「わしは絶対にそんなスピードは出していかなかった」という感覚です。

年寄はそういうのがあります、若い人の違反というのはいわゆる暴走族ですね。京都には暴走族の色々な組がありまして、大体一六、一七歳を中心として編成されている。そして一八歳以上になると暴走はしないというのが現状です。暴走族の中では最近多いのは、女人だけの組がある。昔の暴走族は非常に大きな組織ですね。道の真ん中や郊外を暴走しておりますけれど、今は小さなグループになって暴走行為をやっているのが現状であります。そして、それは道路交通法では「共同危険行為」という事で処分の対象になっています。一回やると一五点になり、前歴があるかないかにかかわらずこれを排除しなくてはならない。こんな危険な事はないと聴聞官や公安委員会は判断し、免許の取消という処分をしています。暴走行為は免許の取消という処分をしている現状であります。それ以外にも無免許で運転する人がありますね。一六歳になると二輪車とか原付、これは免許が取れる。普通自動車は一八歳以上でなければ取れない。若い人で一六歳か一八歳の人で、家にあつた乗用車を運転するという事があります。技術の点ではどうだか分かりませんが、実際これは危ないと我々は考へておる訳であります。

それから、又免停になつて、いつからいつまで免許を停止されていて運転してはいかんと言つてゐる。これも処罰の対象となつておる。ひどいのは、免許の停止と言われたその

帰りに自分の乗ってきた車で帰って捕まってしまったという人がございまして、免停中の無免許運転が多いのです。問題になりますのは、皆様ご存知の様に公安委員会指定の自動車運転の教習所、これにつきましては、私も実際に議会で質問を受けた事があるのですが、公安委員会の指定のない自動車教習所が出来てると、実際に指定を受けた教習所が経営に困っているのではないのか、何とか出来んのかという質問を受けたのですが、それに対して答弁は実に困りました。

憲法の規定で職業の自由と言うのが保障されています。指定がなくとも教習所を作るのは自由なのですけど、唯その教習所が公安委員会の指定を受けようとすると、少し条件があるのです。例えば教習所の教師という人が揃っているか、それから教習所で教習した人で、いつたい何パーセントの人が試験に合格しているかという事を考えまして指定する訳です。指定されれば免許試験の一部が免除されて、その教習所で合格すれば免許状が貰えるという制度になつております。そういう公安委員会指定の教習所についても出来た以上では違反のない様に守るべき事は守つて貰うよう警察で監督する。指定されていない教習所は自由に設置出来るけれども特典はないし、指定して貰おうとすると人的物的の設備をよくしなくてはならないという状況になつております。それから私、公安委員長になりまして一番最初困ったのは国際免許、これは外国に行かれる方で免許証を貰いたいという人があります。この国際免許証には必ず公安委員長が署名しなくてはならない。これは非常にたくさんございまして、昭和五九年に公安委員長の西村さんから引き継

ぎまして委員長になつた時に、一回に一〇〇通以上したのが何日も続きました。後には警察が署名を写真にとつてくれたので助かりました。国際免許状の発行といふことも公安委員会の仕事になつています。

今までのことは交通に関する事でございますが、それ以外に風俗営業がございますね。それの取り締まりといいますか、健全なる市民生活をはかるためにこういう法律があります。

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律。いわゆる風営法といわれているものです。風俗営業には色々種類がございまして、一号から七号まであり、キャバレーとか待合、料理店、カフェーあるいはナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、マージャン店、パチンコ店というものが風俗営業の中に入っている訳です。公安委員会の許可がいるのです。その他に風俗関連営業というのがありますて、どういうものかといいますと、公衆浴場とかあるいは興行とかアダルトショップ、そういうものがございまして、つれこみ宿もその類ですが、この様な風俗営業の関連業務というのがございます。

これも公安委員会の監督といいますか仕事とするものですが、大体パチンコ屋さんの違反はどういうのが多いかといいますと、一八歳未満の青少年の入れてはいかん者を入れてはいるとか、そういう事がありますと競争の激しい所でありますから必ず誰かが言つてくる訳ですね。それとこれは非常に陰険だと思いますが、パチンコ店を開こうとすればその地域一〇〇メートル以内に有

床診療所とか教育施設がありますと絶対に許可してはいけないという事になつていて。それである業者が特定の場所でパチンコ店をしようとして建物を立てたり設備をしたりして許可を貰おうとすると、近所に診療所が出来たりしている。三高卒業の弁護士さんが、「そんなおかしい事はないから許可せい」と異議の申し立てをした事がございましたが許可をしてはいかんと公安委員会の決議がありました。

これをよく考えてみると業者間の防衛行為の様な気がするのです。表面だつて証拠立てる事は出来ないのですが、結局許可しないという処置をとつた事があります。パチンコ店はよく儲かるので一日何千万円の収入があるとのことです。多額の収入があるので地域で独占営業したり、競争相手がないという事が非常に営業上重要な事のようです。他の業者がパチンコ店を開くのを妨害するためにお医者さんと結束して?いるのかどうか分かりませんが診療所を作る。教育施設は元からあるものですから新しく造ろうとしてもなかなか出来ない。診療所というのはいつでも造れる訳ですからそういう様な妨害行為があるらしいとの疑問があります。

それから風俗営業の中のマージャン屋。マージャン屋は一二時過ぎてから営業してはいけないという原則がある訳です。ところがマージャンは一遍やり出すと途中でやめる訳にはいかん。又お得意さんがもつちよつとやらしてくれと言つたらしょがないからやらす。それがたまたま見つかると営業停止、又は場合によつては廃業してもらわないといかんという事になる場合もあり

ます。公安委員会としては、実際どの様な事情で営業していたのかよく調べた上で決定する。

その他に警備業法というのがある。工事現場に行きますと交通整理をしたりしている警備員がおりますね。その警備員も公安委員会の監督を受けている。警備員は公務員の服装とまちがう様な服装をしてはいけない。よく似ていますけれどよく見るとちがう訳ですね。警備をやっている人に教育をしなくてはいけない。どういう人であるか。どういう教育をしたかという事を監督しなくてはいけない。警備上それを怠つていると警備業法違反で営業の停止を受けます。警備業法の中には人的に警備をやる場合と機械でやる場合がある。業者も段々増えて来て人的物的設備のよい方に依頼と信用が集まる。不良な経営者の会社は違反行為が多いようです。

その他の古物商。これは盗難予防のためですが、必ず持つてきた品物は誰が持つて来て、いくらで仕入れしたか、又は売ったかという事を記帳しないといかん訳ですね。記帳せんとほつておくと違反になる。古物商は黙つて買って転売すると金儲けが出来るという事で記帳を怠る場合があります。これは厳重にやります。これは窃盜犯があがつた場合に必ず出て来ることです。古物商の中には店舗を持つ者と行商の二つの型があります。公安委員会の行政処分は、それに関係なくやつているところです。

次に暴力団の問題があります。山口組の団体の中に小さな団体がありますね。小さな団体、例えば五人なら五人の団体がある。その中に暴力行為の前歴を持つている人が何人かいる。三名以

上あれば該当する。一〇〇人上の大きな団体であれば、九人以上の前歴者があれば指定の対象となるという事になっている。指定は公安委員会が、親分とか幹部、あるいは代理人を聴聞した上で決める。聴聞はどういうよつた手続きによるかと言うと、普通の裁判と同じように、親分や代理人の出頭を求め、証拠を出させ、公開の席で聴聞をする。そして公安委員会でこれは暴力団だと指定してもかまわないという事になると暴力団と指定する。

指定しますと、どういう効果が出てくるかと申しますと、組の抗争事件があつた場合に組の事務所の使用を制限したり、その付近において色々な妨害行為を排除する事が出来る。

それから指定された暴力団の組員が、刑罰にふれななければ、恐喝、金銭をゆする、あるいは寄付を集めたりするといかんという事になつてゐる。それから場所代とか、用心棒代とか交通の示談に関与するという事です。刑罰に触れないけれども暴力団のやるよつた行為は禁止されるという事があります。

このあいだから色々言われているのですけど、暴力団の指定をやるという事は暴力団に格差を設けないかと、Aという暴力団は公安委員会が指定した暴力団、Bというのは指定されない普通の暴力団、格差を設けないかという事です。聞く所によりますと、住吉連合という東京に大きな暴力団があるそうですけど、これなんかは暴力団に指定されるのは当たり前だという事を言うのですね。

京都にもたくさんありますけれども、その中の一つを公安委員会が暴力団と指定すると、公の暴力団の一つだとなると他の団体と格差をつける。その間に抗争事件の発生の恐れにもなる。それからもう一つは、公安委員会の委員が指定する場合は、指名された公安委員がやる訳ですから、そういう事をやると命を狙われるという心配がありまして、警察では色々と心配をしてくれているのですが、これはやむを得ない、これは今までの公安委員会では全然問題にならなかつた、新しい法律に従つた公安委員会の任務と心得ています。

それから、今の新しい暴力団の指定につきましては、心配の他に色々批判があります。大体、公安委員会といふのは中立公平を主としてやるべきものなのに、なんで一つの団体だけを公の暴力団として認めるのか、これは公安委員会の使命に反するのではないかという意見もございますけれど、これは国家公安委員会の方で決められたものであります、今の所はそれに対する反論はないのですが、心理的にですね、どうも公安委員会の使命の範囲を逸脱しているのではないかと考えておられる次第であります。

それから公安委員会といふのは非常に多々の仕事がございまして、昭和五七年にはじめて林田知事から公安委員に任命された時に、いったい公安委員といふのはどういう仕事をするのか、私、法律をやりながらうつかりしていまして、それによると刑事訴訟法から色々なものがあり、それだけならないのですが、道路交通法とか警備業法とか、前に一寸言いました色々な所に公安委員

会が関与するような規定がございまして、こんなものとでも出来んじやないかと思つておつたのです。

又、公安委員は忙しい事は大変で、毎週一回木曜日に定例の公安委員会を開きまして、そこで色々本部長あるいは各部長の報告を聞いたり、あるいは決裁をしている。又、聴聞の事情を聞きまして決裁をする。月の終わりの木曜日には公安委員会が直接違反者に対して聴聞を行うという形が出まして、公安委員会としては大体年に一一〇回ぐらい拘束される日数がある訳です。委員長になるとともっと多いのです。警察の行事や議会があつたら必ず出席する。何の用もないのに、朝から晩まで、大体昼からですけれど、昼からずっと議会に出席して聞いておらなければならない。

それから警察の行事が色々ございます。警察官になる人の入校式とか、卒業式とか、あるいは剣道大会や柔道大会などに出なくてはなりません。

その他に公安委員会は各地の公安委員会と連絡を密にしようという法律がありますので、近畿におきましては大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山といった六府県ですね、年に二回協議会を開いておりまして、それから又先程ちょっとと言いましたが、政令都市を控えている都道府県が全国で一〇あります、その一〇の公安委員会が年に二回連絡協議会を開きまして、順次各地でやる訳です。それに出席しなくてはいけん。それからもう一つは、全国の公安委員の会合が東京で

あります。春には代表者会議というものがあつて、そこで色々と協議をしなくてはいけない。実際はあまり発言の機会は少なくて、警察の用意した議題を聞く程度です。それらの会合には、委員長は全部出なくてはならない。委員長はいったい拘束日数はどのくらいかと調べてみましら、平成元年度に二二〇日もありました。これでは仕事が出来ないなと言つていきました。湯浅先生は二〇何年もよくやられたなあと思って感心しているのであります。部下をたくさん持っている人は結構ですが、私のように一人で弁護士をやっているものにとっては負担が大きくて、去年から何度も代わってくださいと頼んで、やつと今年の一〇月に代わってもらう事になりました。委員長の任期は終わってほつとしているような状態です。

そんな事で三高の話をするについては何か専門的な話をしなくてはいかんのですけど、どのような分野においても私など及ぶものがないのでございますので、担当をしております公安委員会の事につきまして報告申し上げまして、私の話を終わらせて頂きたいと思います。
どうもありがとうございました。

(弁護士・元海軍法務官)